平成２４年（フ）第１４２３号
埼玉県和光市南１丁目３番８―109号　クリソベール本丸
債務者　廣瀬　延子
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４７４号
埼玉県戸田市大字新曽839番地　Ｆ．Ｉ．Ｓ．戸田西318号室
債務者　中村　直人
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５１０号
埼玉県川口市西川口６丁目２番23号
債務者　立川美千代
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５３５号
さいたま市桜区西堀８丁目18番８号402
債務者　土岐　正勝
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５３７号
埼玉県上尾市大字小泉428番地９
債務者　古屋　翔平
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５４３号
さいたま市岩槻区大字本宿189番地１
債務者　中村　富子
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４０３号
静岡県伊東市川奈1228番地の169　スカイハイツ１号棟102号
債務者　古川　　潔
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４１０号
静岡県三島市旭ヶ丘32番１号　ウィスタリアヒルズ206
債務者　富田きぬ江
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第８２号
岡山県倉敷市白楽町610番地３　デューク白楽町１―306、申立時の住所岡山県倉敷市藤戸町藤戸1491番地43
債務者　瀬戸　弘亀
1　決定年月日時　平成24年11月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１０３号
青森県十和田市大字相坂字白上248番地50
債務者　松田　智行
1　決定年月日時　平成24年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第１９０号
群馬県藤岡市緑埜168番地　クローバーＫＳ105号
債務者　小林　丈浩
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１４５３号
さいたま市見沼区大字蓮沼401番地１　エクセルグレイ大宮Ａ202
債務者　秋葉千佳子
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５４４号
埼玉県上尾市大字瓦葺1328番地
債務者　吉井　千春
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６１３号
埼玉県草加市松江３丁目16番19号
債務者　新井　房吉
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３５７号
埼玉県児玉郡美里町大字沼上698番地
債務者　金子　康史
1　決定年月日時　平成24年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３７５号
埼玉県深谷市岡2795番地
債務者　青柳　　誠
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３８４号
埼玉県熊谷市押切2653番地147
債務者　桒原　梨恵（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３９７号
埼玉県行田市佐間１丁目５番３号　２棟202号、前住所埼玉県行田市押上町12番地１　コスモ行田107号
債務者　加藤　槌勝
1　決定年月日時　平成24年11月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日までさいたま地方裁判所熊谷支部